

第2回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和4年7月1日（金） 午後1時～午後2時40分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員） 杭田委員、齋藤委員、細田委員、高橋委員、丸山委員
（労働者代表委員） 小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、吉田委員
（使用者代表委員） 菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員
（事務局） 稲原局長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、佐々木賃金室長補佐

4 議 事

- （1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）
- （2）岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- （3）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小菅孝広委員、使用者代表委員から瀬川浩昭委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。岩手労働局長から岩手地方最低賃金審議会に、岩手県最低賃金の改正決定について諮問があります。

〈岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）〉

岩手労働局長から丸山会長に、岩手県最低賃金の改正決定について、諮問文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○丸山会長

それでは、諮問について事務局から説明をお願いします。

○事務局

この度の諮問は、最低賃金法第12条の規定に基づき、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正について調査審議をお願いするものです。最低賃金法第12条では、「都道府県労働局長は、地域別最低賃金に

ついて、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、改正又は廃止の決定をしなければならない」と規定しております。

それでは、現行の岩手県最低賃金を改正する必要があると判断した理由について、ご説明いたします。

岩手県の経済状況について

令和4年3月分の「岩手県鉱工業生産指数(岩手県ふるさと振興部 令和4.5.25発表)」によると、岩手県の年平均鉱工業生産指数(平成27年=100)は、平成31年が107.3、令和2年が103.7、令和3年が127.6となっている。

「岩手県の景況(岩手県ふるさと振興部 令和4.6.29発表)」によると、令和4年4月及び5月の経済指標を中心にした判断で、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、持ち直しに向けた動きに足踏み感がみられる。」との判断が示されている。

「岩手県内経済情勢報告(財務省東北財務局盛岡財務事務所 令和4年4月発表)」によると、企業の景況感は、4年1~3月期は「全産業では、『下降』超幅が拡大している。」、先行きは「全産業では『上昇』超に転じる見通しとなっている。」としており、総括判断では、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、持ち直しつつある」との判断が示されている。

「法人企業景気予測調査 令和4年4-6月期調査(財務省東北財務局盛岡財務事務所 令和4.6.13発表)」によると、資本金1千万円以上の法人企業の景況判断は、現状で「下降」超幅が縮小しており、先行きは「上昇」超に転じる見通しで、令和4年度の売上高は増収見込み、経常利益は減益見込みとなっている。

岩手県の賃金水準について

「毎月勤労統計調査(厚生労働省発表)」によると、岩手県の年平均所定内給与は、事業所規模5人以上の調査産業計で、平成30年が215,401円、令和元年が216,781円、令和2年が217,702円となっている。また、事業所規模30人以上の調査産業計では、平成30年が225,032円、令和元年が228,776円、令和2年が229,742円となっている。

「賃金構造基本統計調査(厚生労働省発表)」によると、岩手県の一般労働者の所定内給与額(男女計、調査産業計)は、令和元年が245,700円、令和2年が245,900円、令和3年が249,600円となっ

いる。

「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省発表)」によると、全国の加重平均賃上げ率は、令和元年が2.18%、令和2年が2.00%、令和3年が1.86%となっており、連合が取りまとめた「2022 春季生活闘争 第6回回答集計結果」では、令和4年5月31日現在の賃上げ率は2.09%(中小組合賃上げ率1.97%)となっている。

岩手県の生計費について

令和3年10月の「職員の給与等に関する報告及び勧告の附属資料(岩手県人事委員会)」によると、盛岡市の標準生計費(4人世帯)は、平成31年4月が192,290円、令和2年4月が203,090円、令和3年4月が268,020円となっている。

令和4年5月分の「盛岡市消費者物価指数(岩手県ふるさと振興部 令和4.6.24発表) (令和2年=100)」によると、盛岡市の消費者物価総合指数は、令和元年が100.0、令和2年が100.0、令和3年が100.2となっており、令和4年に入ってから、1月100.3、2月100.6、3月101.4、4月101.8、5月102.3となっている。

岩手県最低賃金改正の必要性について

岩手県の経済状況は、「持ち直しに向けた動きに足踏み感がみられる」、「厳しい状況にあるものの、持ち直しつつある」、「現状で「下降」超幅が縮小しており、先行きは「上昇」超に転じる見通し」等の判断が示されている。

岩手県の賃金動向を令和元年から令和3年までの所定内給与で見ると、上向き傾向を示しており、民間主要企業の春季賃上げ率は全国加重平均で1.86%~2.18%の引上げが続いている。

また、岩手県の生計費及び消費者物価について盛岡市の令和元年以降の状況で見ると、標準生計費は上昇傾向にあり、消費者物価については、横ばいであったところ、令和4年5月には102台の数値となっている。

これらの状況の変化から、現行の岩手県最低賃金を改正する必要があるものと判断した。

(以上、諮問文に添付された岩手労働局の見解「岩手県最低賃金改正の必要性について」が読み上げられた。)

また、最低賃金法第25条5項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定しております。本審議会閉会后、そのための公示手続きを行いたいと思います。

○丸山会長

ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見等があればご発言をお願いいたします。

なお、後半で言われた関係労働者及び関係使用者からの意見聴取については法律上定められておりますので、改めて審議するものではありません。諮問そのものに関してご質問、ご意見等ある委員の方はご発言をお願いします。

○吉田委員

今ご説明がありました改正の必要性についての、ペーパーでいきますと二段落目のところ、岩手県の賃金水準について各調査指標に基づきご説明いただいたところがございますが、二段落目の「賃金構造基本統計調査(厚生労働省発表)」というところで、岩手県の一般労働者の所定内給与額についてご説明いただいたところがございます。

そこで1つ気付きといいますか、意見がございまして、一般労働者の括りの中には、短時間労働者やパートタイマー等時給で働いている方々の賃金も発表になっていると思います。この部分が抜けているのではないかと思っているところがございますが、相も変わらず正社員ベースなので、そうではなく、この中に短時間労働者の時間給で岩手県の実態が載っておりますので、こういったところもお読み取りいただいて、今後こういったデータも活用していただきたいというのが率直に思うところがございます。加えて、連合が取りまとめた、2022春季生活闘争第6回回答集計結果というところにも、ここはあくまでも正社員ベースの賃上げ率で載っておりますが、やはりこの部分におきましても、連合は短時間組合員の賃上げデータ率というものを公表しておりますので、こういったところもパートで働く方々、時間給で働く方々、非正規と言われている方々のデータをぜひ活用して、今後進めていただければと思います。

○丸山会長

今後の審議に当たっては、当然正規労働の方だけではなく、パートタイム等の方のデータをきちんと活用する、これは今後への要望かと思えます。

理由書の表記について、何か事務局から説明することはありますか。

○事務局

特にございませぬ。

○丸山会長

今後の審議においてその点もしっかり踏まえてということによろしいですね。

○瀬川委員

稲原局長さんから丸山会長への諮問の文書でございますが、後段のほう、「地域の実情を考慮し、」までは分かりますが、次の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022 に配意した」というふうに、時々の方が入っていますが、このあたりはどういう意味なのでしょうか。配意するとはどういう意味なのかお伺いしたいと思います。

○事務局

6月28日に厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に目安額の諮問を行っておりますけれども、その諮問文にはやはりこのような文言が盛り込まれて記載されております。当局といたしましても、本省の意向をお伝えする形で、諮問文に同じ文言を入れさせていただいているところでございます。そういったことで、ここに記載されておりますとおり、地域における実情を考慮していただいて、岩手地方の審議会が円滑に進められるように、我々としては審議の運営を適切に図って参りたいと存じております。

○丸山会長

この文言がはいつた経緯についての説明だったと思いますが、瀬川委員いかがですか。

○瀬川委員

前回の審議会で申し上げたとおり、昨年度の地方最低賃金審議会の審議の過程の中で、結審のときもそうでしたが、やはりちょっと異常な決め方だというふうに国に対して意見を上申すべきだという決定があり、そのようにやっていただいたことを前回確認したわけですが、今回そういう政府主導といいますか、国主導の最低賃金の審議というのは懸念される場所がありまして、我々とすれば、きちっとした岩手県内の経済、生計費や働く人の賃金や経営者の賃金支払能力ということを具体的なデータ・数字できちんと客観的に把握したうえで、労働者側と建設的な意見を積み上げていきたいと思っておりますので、そこはきちっと守ってやっていただければと思います。

○丸山会長

今後の審議のあり方ということに関しては私もまったくそのとおりだと思います。

○藤田委員

今の瀬川委員のコメントに関連してなんですけれども、最低賃金法の規定による条件以外にこのような閣議決定の方針に配意するというのは、最低賃金法の裁量範囲を逸脱するものではないのでしょうか。裁量の範囲でこういう形で政府の閣議決定の事項に配意して審議してくれということは

書けるものなのかということを確認したいです。その趣旨は、昨年度の例を見ると明らかで、政府の強い方針に基づいて、いろいろなことがその前提で議論されていた節が私どもには見受けられると考えてございまして、今年もそういうことになれば、前回の審議会で瀬川委員が指摘したとおりに、そもそもの審議会の存在意義といえますか、議論する意味というのが半ば半減するような気もするというのを背景に今のような趣旨の質問をしました。よろしく申し上げます。

○丸山会長

そもそもこうした観点を書き込むことができるのか、根本的な疑問かと思いますが、以前にも同様の指摘はあったかと思いますが。改めて事務局のほうでお答えください。

○事務局

特にこの文言が記載されていることについては問題ないと考えてございます。先ほどご意見頂戴しました3つの考慮事項の他にも、時の内閣の閣議決定事項をはじめ、その時々々の経済情勢等の諸事情の要請からくる事項を「配慮事項」として諮問文に盛り込んできたところでございまして、こういった文言を盛り込む取扱いは最低賃金法上何ら問題はないと考えてございます。

○丸山会長

念のため会長としての受け止め方も申し上げておきます。これは例年のことですが、これ自体は労働局長からの諮問ですので、これはこれとして受け入れておりますが、いずれにしても昨年も確認したかと思いますが、この「配慮した」という表現が盛り込まれたことによって、今後の本審議会あるいは専門部会での審議の内容そのものを拘束する、方向付けをするという意図はない、そういう意図で書いているものではないということを確認しておりますので、私自身もそのように受け止めております。いずれにしても今後の本審あるいは専門部会での審議においては3要素をきちんと基本としてデータを踏まえて労使双方に真摯なご議論をいただいたうえで決定をするということです。当然地域の実情を踏まえてということです。そういう理解でおりますので、今後の運営についてはそのように取り計らいたいと思います。

他にございますか。

(質問、意見等はなかった。)

改めてもう一度確認いたしますが、労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問をお受けしたということでこれを確認いたします。諮問をお受けしたことによって、岩手県の最低賃金の改正について、これから

審議が開始されるということになります。

事務局は本審議会終了後、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示手続きに入ってください。よろしく申し上げます。

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。(2)「岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1つ目は、専門部会の設置についてです。

決定要覧の144ページをご覧ください。最低賃金法第25条2項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められております。

次に決定要覧の149ページをご覧ください。最低賃金審議会令第6条1項で、「審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各3人の合計9人で構成されております。専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で、「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っております。

2つ目は、最低賃金審議会令第6条5項の適用についてです。

最低賃金審議会令第6条5項で、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定しております。

この条文を適用するためには、あらかじめ審議会で取り決めをしておく必要がありますが、岩手地方最低賃金審議会では今までこの条文を適用したことはありません。今年度も同様の取扱いとしてよろしいか岩手地方最低賃金審議会の方針をお伺いします。

○丸山会長

事務局から「専門部会の設置」と「最低賃金審議会令第6条5項の適用」について説明がありました。

まず、専門部会の設置につきましては法律上当然設置されるものでありますので、ここで改めて審議するものではありません。事務局は本審議会終了後速やかに専門部会委員の推薦公示手続きに入ってください。

次に、最低賃金審議会令第6条5項を適用するか否かについて、岩手地

方最低賃金審議会の方針を決定したいと思います。従来からこの条項を適用することで、手続きを簡略化することができるということですが、本審議会においては最低賃金の改正という重要事項の決定で、なるべく丁寧な審議を心がけるという考え方で、今までこの条項を適用したことはないということです。私としては従来どおりこの条項は適用せずに最終決定は本審議会の場で行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○委員の方たち

はい。

○丸山会長

それではそのように取り計らいたいと思います。

(3) その他

○丸山会長

次に、議題（3）「その他」に入ります。

事務局で用意している議題があればお願いします。

○事務局

4点ほどございます。

まず1点目でございますが、先般行った実地視察についてでございます。概要につきましては後日ペーパーにして配付させていただきますが、詳細報告は個別企業の内部情報になりますので、第1回専門部会で行いたいと思います。

○丸山会長

詳細報告については第1回の専門部会でということですが、実地視察に関連して、委員の皆様から何か補足説明等はございますか。

○佐々木委員

皆様からのお力添えをいただきながら実地視察ということで参加させていただきました。そういった中において、地元の公共職業安定所さんからのいろいろなお話を聴きながら感銘したところもございまして、その中でも、パート労働者の求人の上下限の賃金（時間額）をデータでは作っていませんということがございました。審議においてはそのデータも直近のところにおいていただいで検討材料にさせていただければありがたいかなと思います。これは県内の安定所でも作っているところと作っていないところがあるという話は聞きましたが、できる限りこういったデータも必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山会長

ありがとうございました。視察に参加されての受止めと今後の審議への

ご要望かと思えます。

○瀬川委員

まず1つは、今回の実地視察を組んでいただきました事務局に感謝したいと思えます。大変お手数おかけしたと思えます。準備が大変だったのではないかと思いましたが、リアルに生の経営者と働いている方のお話が聴けたのは貴重な機会だったと思えます。私は仕事の関係で午前中しか出られませんでしたが、可能であればこういった機会は継続していただきたいと思えます。事務局には大変申し訳ないですけれども、特に今回長期のコロナ禍で苦しんでいた観光産業というところでリアルなお話が聴けたということは大変良かったのではないかと考えています。

○丸山会長

大変だけれども、ぜひ継続してほしいということです。

○事務局

まず、佐々木委員からお話しいただきました、公共職業安定所からの資料だと思えますけれども、求人の賃金（時間額）の最下限と最上限が記載されている資料について、先ほどお話しされたとおり全安定所で作っているわけではないということなので、確認をして何月分を準備するかということ調整させていただいて、可能であれば準備するようにしたいと思えます。

それから、瀬川委員からご意見頂戴しました、できれば毎年実地視察を継続してほしいということですが、できれば毎年計画して参りたいと考えております。

○丸山会長

それでは、一点目の実地視察についてはよろしいですね。次に二点目についてお願いします。

○事務局

二点目でございますが、前回の審議会で労働者代表委員から提案があり継続検討となっております、「特定最賃の必要性審議を行う特別小委員会において、意向表明を行っている5産業すべてに参考人招致をすること」についてでございます。ご審議をお願いしたいと思えます。

○丸山会長

それでは机上配付の資料が一枚ものであると思えますので、そちらに基づいて、労働者代表委員のほうから説明をお願いします。

○佐々木委員

それでは私ども労働者側委員から、「岩手地方最低賃金審議会における特定（産業別）最低賃金の必要性審議での参考人意見聴取（聞き取り）へ

の対応について。」ということでございます。これにつきましては先ほど室長のほうからお話がありましたとおり、特定最賃の必要性の審議のときに、現場の意見も吸収しながら必要性審議に当たってしっかりと意見を反映できるような形で審議を進めていただきたいということで、こういう形で提案させていただきました。必要性審議の場合、地域や産業の実情に関する情報がないままで審議に入っているということもございましたので、こういう形になっております。

記載しているとおり、

1. 必要性審議に当たり、関係労使の参考人意見聴取を行うこと。
その際、出来る限り産業毎の労使から人選を行い選任者が出席できるよう調整をはかること。
2. 必要性審議では参考人意見聴取を行うことから十分な時間を確保すること。

本来であれば、今年度から実施できればと考えていますが、今年度の審議日程が確定している部分もあることから、日程調整が可能かどうかを踏まえ検討していただきたいということです。

3. 特定（産業別）最低賃金専門部会では、必要性審議で提出される参考人意見聴取の文書を使用する事ができると考えている。

ということで、内容的には必要性審議の中で5業種のところが受理されたということになってございますので、その関係労使にご出席いただいて必要性審議の中で聴取を受けるということがあれば、5業種の中で審議に入っていくわけですけれども、毎年必要性審議ではなく、5業種の専門部会での審議に入ったときに意見聴取するという形になってございましたので、そうではなく、まず必要性審議の前に各所から聴取を受け、その後各部門での審議に入るときには、また人を集めるということは時間的にもなかなか難しいのではないかとということも考慮すれば、その部分につきましては、専門的な方も審議に入りますので、文書で意見聴取をあげてもらおうということも考えてはいますので、そのへんも含めてご議論をいただければということです。

（以上、机上配布資料「岩手地方最低賃金審議会における特定（産業別）最賃の必要性審議での参考人聴取意見（聞き取り）への対応について」の説明があった。）

○丸山会長

前回この場で審議をしまして、一致して「ぜひ参考人意見聴取するべきだ」という形で審議会の場で決定するには至らないということでしたので、改めて労働者側の委員から前回の議論を踏まえて文書で意見を提出して

いただいて、この場でもう一度審議をするということになっておりました。

最初に私のほうから、この文書についての確認をしておきたいのですが、1「その際、できる限り産業毎の労使から人選を行い選任者が出席できるよう調整をはかること。」ということですが、参考人意見聴取で意見書を出してもらおうということだけでなく、参考人に実際にこの場に来ていただいてご発言いただくということを原則としているということですね。それから、そのときにできれば5産業すべてにおいて労使双方から出てきていただいて、ということで間違いありません。ただし、できる限りということですが、事情によっては、あるいは今後の具体的な検討の結果によっては部分的にすべての産業で実際に参考人に来ていただくのが難しいという場合もあり得るという理解でよろしいですか。ここの「できる限り」というところの意味合いですけれども。

○佐々木委員

そうですね。そこは日程が決まった中でやらなければいけませんし、労使双方となると10人となりますので、できれば本人に来ていただいて説明していただくというのがありがたいですけれども、事情があつてなかなか難しいという場合にはどういう対応をしていくかということは今後検討していただければと思います。

○丸山会長

労働者側に補足説明がなければ、資料が出て参りましたので、これについて公益側あるいは使用者側、特に使用者側委員のほうからご意見、ご質問をお願いします。

○藤田委員

まず、取扱いと申しますか、ここの提案については、今までの審議の手法を基本的に変更したいという理解かと思ひまして、どのようにするのがいいのか悪いのかということ十分に審議することが必要だということを確認したうえで議論に入らないと、今日時間の関係等で決めるものではないということをお意見としてお伝え申し上げます。

○丸山会長

それはもう当然のことで、前回も申し上げましたが、従来のやり方を変えるという大きな決定ですので、基本的に労使双方ともに一定の合意、納得が得られてはじめて実現すると考えておりますので、審議を尽くすというのは当然です。今日この場で必ず決定してしまおうということは一切考えておりません。

それから、前回も申し上げましたが、仮に方向性として新たに必要性審議の場において参考人の意見聴取をするということで具体的に考えてみ

ようと、そこまでの合意がこの場で得られれば、運営小委員会のほうにかけて具体的なことを審議していただいて、そのうえでもう一度この場でということになります。そこまでいくのも難しいということで改めてまた本審議会場で継続審議ということになりました。その見極めだけは今回行いたいと思います。様々な意見を出していただきたいと思います。

○吉田委員

皆さんご承知のとおり、地域別最低賃金の場面では当該労使の方々に来ていただいてご意見をいただくというふうになっております。単純に、特定最低賃金、代表する産業の最低賃金を決める場面においては、これがなぜないのかというところからこの発想に至りました。やはり現場の声というのは非常に大事だと思ってございまして、先ほどの実地視察の部分でご意見がありましたとおり、現場で働いている方、経営者の方の生の声が審議に当たって非常に大事な根拠となるというふうに考えておりますので、考え方の部分としては現場レベルのお話をぜひお聴きしたいという思いでこの提案をさせていただきました。

○瀬川委員

先ほど丸山会長からお話しがあったとおり、これまでどおりのやり方を変えるということで、私も昨年度からなものですからよく分からないこともあり、逆にお伺いしたいのですが、今までの必要性審議のところ、意向表明など客観的なデータで判断するといつてずっと長い歴史の中で積み重ねてきたと予測しているのですが、今までのやり方で何か不都合や不具合があるのかというところの確認をさせていただきたいと思います。

○丸山会長

特別小委員会のほうは杭田委員が委員長を務められているのでご所見お願いします。

○杭田委員

特別小委員会のほうで必要性の審議ということで、記憶が正確ではありませんが、恐らく10年くらいは議論を見て参りました。この場でどこまで具体的に話しをするかというのは若干控えたいところもありますが、従来は労使が地域別の一番最低限のベースのところ、諮問を受けてそのまま諮問に対しての審議に入ります。これに対して産業別という産業ごとの優位性というのがございまして、優位性がある程度継続的な積み上げで、そこを問うということではなく、そこを確認するという形で、この特別小委員会では少しいろいろ問題は出てきましたけれども、審議はしましようという形で、特に最近に近づくほどにいろいろ審議するような案件が出てきておりますが、従来は1日の日程で、まずは審議に入ることについて

ては大きな問題はなく、労使双方で了解して、もともとは労働協約等があって、その書面も集まっているということで、産業別の優位性ということの中で、必要性というところをクリアしたうえで、審議で金額をどうするかという形が続いておりました。これに対して、恐らく4年前からではないかと思いますが、平成の20年代後半に入ってから、地域別最賃の引上げ額が大きくなって、地域別最賃に対しての優位性がどうしても薄くなってきたという現状がございます。そのあたりで考えるべきところがたくさん出てきたということですね。ですからこの2年か3年連続ですけれども、審議が1日では終わらず再審議という形で、公益の私どもとしてもただ議決ということで、従来どおり1日で話を決着することができないことに非常に苦慮しておりまして、その点ではすでに従来どおりではなくなっているというのがこの必要性審議でございます。このあたりを考えますと、今までは必要性をありきとして調査、審議というところから参考人の方から労使5名ずつの10名集めるというのは大変だということで、書面で意見を伺ってきたということですが、書面なのか本当にお越しいただくのかというのは実務上の問題でまた別の話になるかと思いますが、こういう意味では必要性の審議の段階で、従来参考人の意見というのも一つの判断材料でしたから、遡って判断するとき、そういうのも踏まえて判断しなければいけなくなっているというのは、恐らく近年の議論の変化について、見る限りではそのところ、それぞれ当日までに業界、背景、ご意見を集約されてこられているとは思いますが、生の声的なところまでは踏み込まずに審議、結論を出すような、4、5年以前とは審議の前提条件が変わってきたということを考慮の検討材料としていただければと思って伺っておりました。

○丸山会長

私自身は審議が大変になってからの会長しか務めていませんので、それ以前の事情も含めて、近年は非常に審議が大変だということですね。

先ほど確認した点もそうですが、特別小委員会のほうで非常に審議が難航しているということは、具体的に申し上げますと、すべての産業についてということではなく、百貨店、総合スーパーの議論において審議が大変だという実情があります。ですので、5産業すべてを同じように考えるべきなのか、非常に審議が困難である部分について限定して考えるのかというのが選択肢ではないかと私自身思っておりますが、労働者側としてはできれば5産業から生の声を聴いたうえで審議をしたいというふうな要望が出ているということですね。瀬川委員、説明としてはよろしいですか。

○瀬川委員

はい。杭田委員のお話は非常に分かりやすかったです。

○丸山会長

これも杭田委員のほうからありましたが、従来は労働者側、使用者側がそれぞれの現場の状況等を踏まえてこの場で議論しているということです。前回も、それでは足りないのかという議論が出ていたかと思います。ですので、現場の声を拾うということに反対の委員はおられないと思いますが、具体的に参考人をお呼びしてここでご発言いただくということで実質的に議論が進むのか、そういうことが見込めるのかどうかということが論点なのだろうと私自身受け止めております。

○熊谷委員

今お話が出た、百貨店、総合スーパーの担当でこのところ揉めている原因になっているのかもしれませんが、杭田委員からもお話がありましたけれども、私は今までのやり方でまずいと思う点はないと思っております。実際お話しを聴いたほうがよりリアルかもしれませんが、文書でいただく形でも十分可能だろうと私自身は認識しております。また、出てこられる委員たちも、労働者側も使用者側もそれぞれの現場から要望をとったうえで出席しているので可能だとは思いますが、ただそういった中で、よりリアルな意見を聴くと非常に分かりやすくなりますので、もしかしたら文書では出てこなかった部分を感じたりするかもしれないのでそれを否定するものではございません。そういった点ではいいのかもしれませんが、これをやるとすると時間的な問題がありますし、労使双方から5産業の話をいただかなければならないということになりますと、前回も少し出ていましたが、今回から急にやろうとしてもそれは難しいということで、そういったことも含めて運営小委員会のほうで検討していただければいいと思います。

意見としては、否定するものではありませんが、そこまで必要性があるのかということと、日数や時間を多くすればなんとか可能なのかもしれませんが、事務局にお聞きしながら進めていかなければならないと思いますので、そのへんを運営小委員会のほうで改めて検討していただいたうえで決定していただければありがたいです。

○丸山会長

いずれにしても実施するということになるのと、スケジュールが組めるのかということですね。時間配分を含めて具体的な検討が必要になるかと思いますが、その検討も踏まえたうえで最終的に決定したほうがいいということですね。あまりこの本審の場で具体的な運営の方法について詰め切るのは難しいかと思いますが、実際に実施をするかしないかというのは、あくまでもこの本審議会で決定するという前提のもとで、もしも実施すると

なった場合に、具体的にどんな課題があるのか、その課題をどういうふう
に解決していけるのかという運営方法について、具体的な議論をしたう
えで、改めてこの場で議論したほうがよいということであればそのよう
に取り計らいますが、その場合でも運営小委員会で議論するうえで必ず
この論点について議論してほしいということがあればこの場で出して
おいていただければと思います。まず流れとしては、今私が整理した
ような方法で進めるということによろしいですか。

○各委員

はい。

○丸山会長

それでは運営小委員会のほうで具体的に議論するポイントが今いく
つか出ておりますが、他の点でぜひこういう点についても、という
ものがあればお願いします。

○菊池委員

運営小委員会での議論というのはそのとおりで、その中でどうい
ったお話しをしていただけるかだと思います。私が思うに、生の声
を聴くというのは非常に大事なことだとは思っています。人と人
ですので気持ちは非常に伝わるということは大いに認めますが、
ただ、我々がやろうとしているのは必要性の審議でありまして、
それは必要だと思っている人の気持ちは伝わるということとは
また別だと思います。例えば裁判だと、基本的に甲乙が対面して
やります。要するに人と人が対面するのが原則だけど、実質は
きちんとした議論をするためには書面主義でやっていますよね。
このような書類の提出を認めますかというやり取りをして、きち
っと議論のネタになるものを書面で確定していったら判断が決
まるというのが今の法令というか、例えば裁判の取扱いなどでは
そうですし、その他例えば行政が行っている審議会などでもや
っぱり、こういうことが合意ですよ、ここが論点ですよという
のを書面で出すことにより、はじめて合理的な必要性審議が
できるという面もあると思います。気持ちは伝わるけれども、
きちんとした必要性を審議するためには、書面で出してもら
うというほうが私は正しい議論が進むのではないかと
思っておりますので、そういうことも運営小委員会
の中の議論に盛り込んでご判断をいただきたいと思
っています。

○佐々木委員

先ほど菊池委員からお話しがありました書面もたしかに大事です
し、聴くことも大事だということですのでございます。それにつ
いては先ほどから申し上げているとおり、運営小委員会の中
で決定していくべきだということで

ございます。一番は論点のところを整理して、どういうことをやっていくのかということをお互い議論して決定していただければありがたいと思います。提出した文書の中にも、今回については日程が決まっているということも入れていますし、しっかりとした中身を議論して来年に向けて取組んでいただきたいということも入れてございますので、しっかりと論点を整理して進めていただければと思います。

○丸山会長

それでは現在の審議を踏まえて運営小委員会のほうでご議論いただきたいと思います。私のほうで簡単にまとめさせていただきたいと思いますが、一点目として、そもそもどんな内容の意見を求めるのかということですね。これは考え方としては、先ほど菊池委員からもありましたが、必要性があるなしということの審議に役に立つことが前提ですので、そのあとの専門部会の金額審議を前提としての意見聴取とは性格が違っておりますので、必要性の審議をするうえで必要な意見聴取の中身についてご検討いただいて、そのうえでその意見聴取の具体的な方法、恐らく書面に加えて本人に来ていただいてご発言ということをお労働者側は求めておられると思いますけれども、その形にしてもどういう書面にするのかということもこれから具体的に議論しなくてはなりません。それから、実際に参考人の方に来ていただくとして、これはスケジュールとの関係もありますが、5産業すべてということではいくのかそうでないのか、ということも含めて具体的な意見聴取の方法についてご確認いただくということです。

それから二点目として、先ほど熊谷委員からありましたが、仮に5産業でお呼びして労使それぞれが必ずその場で意見聴取をすれば、呼びつけておいて短時間でとなると失礼な対応になりますので、そういうわけにはいかないと思いますので、一定の時間を確保することになりますと、それだけでかなりの時間が必要になります。単純に10名呼んで全員から15分ずつ聴くとすると150分、すなわち2時間30分ということになりますので、そもそも1回で済まないという可能性も出てきます。ですので、先ほどの、いきなり5分野でスタートするのかということも含めてということになります。いずれにしても時間配分とそれを踏まえたスケジュールですね、先ほど杭田委員のほうからありましたが、従来1回で済んでいたものが、近年2回になっているということがあります。それを踏まえてさらに意見聴取をということになりますと、スケジュールを組むのが困難になると思われまますので、十分な審議時間を確保しながらスケジュール調整ができるのかどうかということについてもご検討いただくということです。

それから3点目、労働者側委員から出ていた3点目に係るところですが、金額審議の専門部会での意見聴取と必要性審議のところでの意見聴取両方の関係、先ほど申し上げたように、筋としては趣旨が違っておるわけですが、実質的にどうかということも含めてその整理は必要かと思えます。ご承知のように、産業別（専門部会）のほうについては、法に則って実際に公示を行って労使双方から出てきてもらうという手続きでこれまで進めておるわけですね。ですので、単純に特別小委員会のほうで呼んだのをそのまま回してというのは実際には難しいかなと思えますので、そこをどうするのか、ただし当たり前ですが、実質的に同じことを二度繰り返すというのも困りますので、両方の意見聴取の関係について整理していただくというのも課題かなと考えております。いずれにしてもその3点、それから具体的な議論の中で更に出てくるかもしれませんので、実際に必要性審議の特別小委員会で意見聴取を行おうとした場合にどんな具体的な課題があるのかということの整理とその解決方法がきちんとあるのかどうか、具体的な運営の方法についてご議論いただいて、意見がまとまった段階でこの本審議会でもう一度審議をしたいと考えております。よろしいですね。

○各委員

はい。

○丸山会長

そのうえで、先ほど佐々木委員のほうからもありましたが、事実上今年度実施するというのは難しいというか無理であろうという判断をしております。それを、実施を前提に審議を急がせるということになりますと先ほど使用者側委員から意見がありましたが、拙速な審議ということになりかねませんので、恐らく運営小委員会をしばらく開いておりませんので、公益の委員は一応あらかじめ決まっておりますが、これから労使双方には委員を選んでいただいて、お忙しい中日程調整をしていただいて開くということになります。先ほど整理として申し上げましたが、一つ一つ議論をして、きちんとした結論を出すのに時間がかかると思いますので、一回開いてさっと決まるものではなかろうかと思えます。それから当然どういうまとまった形で本審議会に出てくるのかも分かりませんので、本審議会に出てきて一回で決着するのも見通せない状態です。そういう状態で今年度実施を前提に議論を急がせるということはするべきではないと私は判断しておりますので、来年度もしくは来年度以降の実施ということ念頭に、きちんと余裕のある中で具体的な審議を運営小委員会のほうでしていただく、ただし単純に先送り先送りということも避けたいので、今年度中

に必ず運営小委員会のほうで何らかの結論を取りまとめていただいて、必ずこの本審議会でその審議結果を踏まえた審議をするということにはしたいと思っております。

○杭田委員

事務局のほうに、運営小委員会で承りましたということでお答えしたいと思っておりますけれども、事務局と皆様に確認いただきたいのが、最低賃金決定要覧の6ページでございます。こちらには恐らく本省で認められている最低賃金決定の仕組という流れ図がございます。上の地域別最低賃金の諮問のあとの調査・審議について、関係労使の意見聴取というものがついておりますが、下のほうの特定最賃のほうですけれども、必要性審議のところに関係労使の意見聴取というものがあります。これは逆に従来行われてこなかったもので、そういうところもございますので、このあたりが例えばなのか、もう少し標準的にこういうことでの運用が本来的なものなのか、このあたりで判断が左右しそうな気がしていますので、確かめていただきたいということでございます。

○丸山会長

事務局のほうよろしいですね。

○事務局

はい。

○丸山会長

いずれにしても運営小委員会を開くのに事務局のほうでも整理する時間が必要かと思えます。

それではそのように取り計らいますので、審議会終了後にスケジュールについては事務局のほうで今の準備状況も踏まえてということにはなりますが、いずれにしても運営小委員会の委員に選ばれた方にはご負担おかけしますがよろしく申し上げます。

それでは3点目お願いします。

○事務局

3点目についてですが、資料No.1（「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」(岩手弁護士会会長)）をご覧ください。

「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が発表されており、審議会あて送付されましたので、読み上げて報告させていただきます。

(事務局から、資料No.1「最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明(岩手弁護士会会長)」の声明要旨が読み上げられた。)

○藤田委員

確認ですが、この長谷川先生の会長名の声明というのは毎年だったので
しょうか。

○事務局

昨年もありました。

○丸山会長

昨年度も同様の中身でしたか。

○事務局

そうです。

○丸山会長

それでは4点目お願いします。

○事務局

4点目ですが、審議会の日程についてです。机上配布資料の「令和4年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）」をご覧ください。先般、特別小委員会に参考人招致をする提案があったことで、特別小委員会以降の日程については、未だ決定しておりませんでした。本日の審議結果により、開催日を次のとおり提案します。

当初、8月17日に特別小委員会を開催することとしておりましたが、各委員の日程調整の結果、8月19日午前10時からに変更し、8月19日に予定していた特別小委員会の予備日を8月22日午後1時30分からの開催としたいと思います。

なお、第5回本審を8月23日午前10時から開催することとしてよろしいか伺います。

「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」をご覧ください。念のため申し上げますが、第4回本審を8月5日に開催した場合は、8月22日が異議申出締切となり、第5回本審を8月23日に開催する予定としております。前回の審議会で承認していただきましたが、8月4日の第3回専門部会で結審しなかった場合は、8月5日の本審を第4回専門部会に振り替えて、8月8日に第4回本審を開催することとしております。このようになった場合は、8月23日が異議申出締切となり、第5回本審を8月24日午前10時から開催することとしたいと思いますので御承認をお願いします。

基本的には以上のとおりですが、審議の進行具合等により各日程の変更の必要が生じる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

○丸山会長

ただいま、前回出されていた開催計画の一部修正ということで具体的な提案がございました。特別小委員会を8月17日に予定していたものを8

月19日10時からということにする、予備日が必要になった場合については8月22日13時30分からとする、それから第5回の本審については、当初どおり第4回の本審が進んでいた場合には8月23日の10時からということになっておりますね。ただし第4回の本審がずれ込んだ場合については8月24日となっております。ただし、これはあくまでも予定なので、審議の進行の状況によっては変更があり得る状況です。前回も熊谷委員から発言がありましたが、それには柔軟に対応していきたいと思っています。それでは日程についてはそのようにいたします。

○丸山会長

次に議題以外の「その他」です。事務局あるいは委員の皆様から何かありますか。

○瀬川委員

前回も申し上げましたが、使用者側の支払能力に関して、いろいろ付加価値額や中小企業の自己資本比率等のデータを何とか集めて審議の参考にしたいということを考えていまして、とりあえず自己資本比率に関しては、私のほうで帝国データバンクさんに相談をしてみました。後で必要であれば見積を事務局にお渡ししたいと思いますが、帝国データバンクは県内で大体14,000社の中小企業のデータを持っているということで、県内の中小企業数は大体37,000社くらいですので、それからするとけっこうなデータ数かなと思っています。これから特別に調査するのではなく、現在あるデータを集計してまとめるということで、私がお願いしたのは岩手県だけではなく東北6県すべてに関して、過去3か年、2019年から2021年までの各県ごとの自己資本比率の推移を出してもらおうというふうなデータ整理ということで見積を取りましたが、39万円かかるという話がありました。いずれこういったコロナ禍にさらにプラスして原材料の高騰や超円安等々、様々な経営環境が悪化していく中で、使用者側にどのくらい支払能力があるのかをということを審議する参考資料としてご検討いただきたいと思います。帝国データバンクを使えということではなく、東京商工リサーチさんからも見積を取ってみてもいいかなと思いますが、いずれそういった方法でご検討いただければと思います。

○丸山会長

三要素の賃金支払能力に係わって有益なデータを使いたいという提案そのものにご異議があるということはないかと思いますが、ただ、コストの問題がありますので、この場で即答は難しいですね。事務局のほうでご検討いただいてということです。具体的なそれ以外の見積等必要なものがあれば瀬川委員のほうに言っていただくようお願いします。

それではそのように取り計らいたいと思います。

○吉田委員

今の瀬川委員のご発言に関連して、そもそも最低賃金の三要素、原則のところのお話があったかと思います。おさらいとしてそれを申し上げますと、1つ目については労働者の生計費、2つ目は賃金、それから3つ目は支払能力でございますが、これは正確に申し上げると通常の事業の賃金支払能力というふうに解釈をしております。では通常の事業の賃金支払能力とは何なのかというふうに私も分からなかったものですから、いろいろと調べましたところ、そもそも国会の場で議論されているところで、平成19年に回答が出たところを引用させていただきますと、通常の事業の支払能力とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力というふうに内閣総理大臣のほうから回答が出されているということをお聞きして、最も重要な議論になっていくところでございますので、各々もう一度初心にかえて言葉の定義や意味をしっかりと捉えながら議論していかないと、議論の方向性がどっちに行くのかなという思いもございまして、次回でも結構でございますので、今一度三要素の言葉の定義を含めた説明を一度審議をしていただきたく、意見としてお願い申し上げます。

○丸山会長

三要素を踏まえるということは当然ですが、三要素の具体的な中身、定義について何か出せる資料があれば出してほしいという要望ということでよろしいですか。

○吉田委員

はい。

○丸山会長

事務局はよろしいですか。

○事務局

はい。

○丸山会長

他によろしいですか。

それではこれで議事を終了します。